

令和6年度八千代市立村上東小学校  
学校いじめ防止基本方針

平成26年 2月28日策定  
令和 6年 4月 1日改訂

〔 関連法令：いじめ防止対策推進法(平成25年6月28日公布)  
いじめの防止等のための基本的な方針(文部科学省) 〕

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童等の基本的人権及び教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または心身に重大な危険を生じさせる恐れがある。

平成25年9月、いじめ防止対策推進法が施行された。「いじめ」が大きな社会問題となっている現在、子どもたちに安心して学校生活を送らせるためには、学校・家庭・地域社会の相互理解と協力が欠かせない。

本校では、学校目標「夢をもち、変化する社会をたくましく生きぬく人間の育成」の下、子どもたちの感性を育て、豊かな人間関係づくりにつとめてきた。本校の目指す子どもの姿の一つ「優しい心や思いやりを持てる子ども」の姿をさらに求めていくことで「いじめ」を未然に防ぐ温かな人的関係を育む土壌を築く。上記を踏まえ、本校の「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

## 1 基本理念について

### (1) 基本理念

学校は「心身ともに健康な国民の育成」を目指して行う教育活動の場であり、いじめによって個人の教育を受ける権利が侵害されることがあってはならない。いじめは児童の教育を受ける権利を損ない、心身の健全な成長に著しい影響を及ぼすことになる。また、その他の児童に与える影響も大きい。いじめを放置することは、我が国が目指している教育の目的を放棄することにつながるものである。

本校では、いじめに対する認識を教職員が共通理解し、「いじめ防止対策推進法」を遵守し、どの児童も安心して学校生活を送れるようないじめのない学校づくりを目指すものとする。そのためには、児童自身がいじめをしない、いじめを認識したら放置しないという意識をもつように日々の教育活動全体を通して涵養していかなければならない。また家庭や地域社会への積極的な働きかけを行っていく。

### (2) いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第二条より）

この法律において「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、児童等の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

### (3) 学校及び教職員の責務

学校は、言うまでもなく安心安全で楽しい場でなければならない。しかし、いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。この認識をもとに学校及び教職員は、「いじめ防止対策推進法」ならびに基本理念に則り、在籍する児童の保護者・地域住民・関係機関と連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。また、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。いじめ問題への対応に当たっては、被害児童の立場にたって、その情報を正確・丁寧に収集し、適切な情報提供を行うものとする。

## 2 学校いじめ対策組織について

### (1) 組織名称と構成員，対応内容

#### ①日常組織(常設組織)

組織名称： 生徒指導推進委員会

構成員： 教頭，生徒指導主任，学年生徒指導担当，養護教諭

対応内容： 情報収集と情報交換，教職員の共通理解事項の確認，

#### ②いじめの疑いに係る情報があったときの緊急の会議

組織名称： いじめ防止対策委員会

構成員： 校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，学年生徒指導担当，各学年主任，担任

※重大事態発生時は，必要に応じて，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，主任児童委員などの専門的な知識を有する者及びPTA会長等，校長が必要と判断したものを加えることができる。

対応内容： 情報の集約・共有，指導や支援の具体策の決定，いじめに関する両者（加害者・被害者）への指導・支援，保護者への指導・支援，関係機関との連絡調整  
学校・家庭・地域の連携・協働による取組の促進  
重大事案に対する調査，指導，報告

### (2) 教職員以外の構成員

#### ①心理の専門的知識を有する者(スクールカウンセラー)

・学区村上東中学校配置SC（スクールカウンセラー）を活用する。

#### ②福祉の専門的知識を有する者(スクールソーシャルワーカー)

#### ③地域の実情を把握しているもの（民生児童委員・学区主任児童委員）

※重大事案には，必要に応じて千葉県教育庁葛南教育事務所配置SCSV（スクールカウンセラースーパーバイザー）の派遣を要請する。また，状況により市教委と相談し派遣を要請する。

### 3 いじめの未然防止について

#### (1) 啓発活動について

##### ①児童

- ・「いじめは絶対許されない」「いじめは卑怯な行為である」との啓発を年間通して行う。
- ・新型コロナウイルス感染症やワクチン接種に関連したいじめが起こらないよう児童にも職員にも啓発し、個人情報の取り扱いを慎重に行い、適切に対応していく。
- ・自分と他人は違いがあることを認めた上で、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ・インターネット上のいじめは重大な人権侵害に当たることを理解させる。配付端末（PC・タブレット等）を活用する際には、トラブルの原因になったり、気づかないうちにいじめの加害者になったり、危険なことに巻き込まれたりあることから、情報モラル教育を含めて継続的に指導していく。
- ・児童会を中心として挨拶運動をする。
- ・全校集会やポスター掲示、放送等を活用していじめは許されない行為であるという認識を高める。
- ・いじめゼロに向け、担任個々がクラスで指導しやすい環境を整えるなど、指導体制を強化する。
- ・図書室に「こころのポスト」を設置し、常時、子どもたちの悩みを聞き取ることができるようにする（回収は毎週はじめに養護教諭が行う）。

##### ②保護者，地域，その他

- ・学校便りやホームページなどにおいて、いじめに対する考え方、いじめの未然防止、早期発見、相談体制、発生時の対処方法などについて紹介する。
- ・授業参観及び学年、学級懇談会などにおいて、子どもについての情報交換をする。
- ・帰宅後の生活において、いじめの発見や好ましくない遊び等についての学校への連絡や関係機関への通報等の協力依頼を行う。

#### (2) 教職員について

##### ①日常の取組

- ・教職員の不適切な発言（差別的発言や児童を傷つける発言等）や体罰は児童のいじめを助長することにつながるとの共通認識をもってお互いが切磋琢磨できる学校環境をつくる。
- ・児童が自らSOSを発信したり、教職員に報告したりすることは、当該児童にとって多大な勇気を要するものであることを認識すること。
- ・児童を呼名する際も、一人一人を大切にしている心を教職員が示すことで児童のいじめ防止につなげる。
- ・管理職は、日常の授業参観を通して、担任と児童、児童と児童との好ましい人間関係の構築に寄与するように働きかける。

## ②研修

- ・人権尊重やいじめに関する研修の機会をつくり、教職員の意識の向上を図る。
- ・モラルアップ委員会が中心となり、不祥事防止に関する研修会を開催し、教職員のいじめに対する意識を高める。
- ・学年会において、常に学年間で子どもたちについての情報交換を行い、課題や悩みを共有化できるようにする。また、特別支援教育推進委員会や職員会議などにおいて、全体での共通理解の場を設ける。

### (3) 学習指導全般について

- ・生徒指導の機能を生かし「魅力ある授業，わかる授業」を心がけ，児童が自己有用感を高めることができるようにする。
- ・さまざまな学習形態を工夫し，児童によりそった授業を心がける。

### (4) 道徳教育等について

#### ①道徳の授業について

- ・週1回の道徳の授業を大切に進める。
- ・各学年で日課表に「道徳の日」を設け，1学期間に1回は学年内の交換授業を行う（努力目標）。
- ・「『いのち』のつながりと輝き」を主題とし，「考え，議論する道徳」を実践する。
- ・年3回の授業参観において，1回は道徳の授業展開を行う。
- ・道徳教育推進教師を中心に，全職員でよりよい道徳の授業へと改善する。
- ・外部講師を招聘するなどして教職員の人権教育研修を行う。

#### ②教育活動全体について

- ・縦割りグループによるなかよし活動において，他学年間の交流を行う。
- ・各学年の発達段階に応じた情報モラル教育を行う。

### (5) 児童会活動等について

- ・委員会活動で「いじめ」について取り上げ，必要に応じて集会活動を通して全校に呼びかける。
- ・児童会活動や子どもサミットにおいて交流を行い，互いに高め合うなど，他者との交流の大切さを学ぶ機会をつくる。

### (6) 部活動，その他の活動について

- ・校内行事等の準備活動では，児童のよりよい人間関係づくりの視点をもって指導にあたる。
- ・ブラスバンド部での活動を通して，チームワークの大切さやお互いへの思いやりについて学ぶ機会をつくる。

### (7) 特に配慮が必要な児童等について

教職員が個々の児童等の特性を理解し，情報を共有して学校全体で注意深く見守り，日常的に適切に支援を行うとともに，保護者との連携や周囲の児童等に対する必要な指導を組織的に行い，いじめの未然防止・早期発見に取り組む。

- 発達障害を含む，障害のある児童等については，個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ，当該児童等のニーズや特性，専門家の意見を踏まえた適切な指導及び支援を行う。
- 海外から帰国した児童等や外国人の児童等，国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童等は，言語や文化の差から，学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意する。
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等については，性同一性障害や性的指向・性自認について，教職員への正しい理解の促進や，学校として必要な対応について周知する。
- 東日本大震災により被災した児童等又は東京電力福島第一原子力発電所事故により避難している児童等（以下「被災児童等」という。）については，被災児童等が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等に対する心のケアを適切に行い，細心の注意を払いながら，被災児童等に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- 新型コロナウイルス感染症に係るいじめについて  
新型コロナウイルス感染症に係るいじめも懸念されることから，差別や偏見などに留意し，適切に対応する。本人または家族内で感染が確認された児童等については，教育委員会や関係機関と連携を取りつつ対応を行い，個人情報取り扱いを慎重に行う。また，感染児童等への心のケアを適切に行い，感染児童等へのいじめの未然防止に取り組むとともに，必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行う。また，ワクチン接種に関しても，ワクチンを受けるまたは受けないことによって，差別等の不当な扱いによるいじめが発生しないよう継続的な指導を行う。

#### 4 いじめの早期発見について

##### (1) 質問紙によるアンケート調査について

- ①国等による緊急調査等 未定(指示に従って実施)  
※例年「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」実施
- ②千葉県教育委員会による調査 未定(指示に従って実施)  
※緊急調査を実施する場合有り
- ③八千代市教育委員会主体の調査について
  - ア 目的 いじめの早期発見
  - イ 期日 5月以降
  - ウ 方法 児童対象 質問紙による  
質問紙作成：教育委員会 集計，分析：当該校教職員
  - エ 報告 集計後，教育委員会指導課へ提出  
重大事態と判断される場合は直ちに報告
  - オ 対応 項目6，7，8に則り速やかに対応  
※緊急調査を実施する場合有り

#### ④学校主体の調査について

- ア 目的 いじめの早期発見
- イ 期日 第1回 11月頃  
第2回 2月頃
- ウ 方法 児童対象 学校独自質問紙による
- エ 報告 重大事態と判断される場合は直ちに教育委員会指導課へ報告
- オ 対応 項目6, 7, 8に則り速やかに対応

#### (2) 面談等による調査について

- ア 目的 いじめの早期発見
- イ 期日 第1回 6月下旬から 7月上旬  
第2回 11月下旬から12月上旬  
※必要に応じて2月ごろにも行う。
- ウ 方法 児童対象
- エ 報告 重大事態と判断される場合は直ちに教育委員会指導課へ報告
- オ 対応 項目6, 7, 8に則り速やかに対応

#### (3) 日常の取組について

- ・言葉や服装の乱れ, 成績や家庭環境の変動等に常に注意を払い, いじめとの因果関係はないか留意する。
- ・授業時間以外の時間における児童の人間関係について観察したり, 一緒に活動したりすることによっていじめとの関連がないか留意する。
- ・管理職は日頃から教室訪問等を通して児童の人間関係についての情報を積極的に収集するように努める。

#### (4) 保護者への協力要請等について

- ・年度始めの学級経営説明会や授業参観, 懇談会等の機会を利用して, 子どものことで何か気がかりなことがある場合には, 学校への連絡をお願いするとともに, 学校からも児童の人間関係について気になることがある場合には, 家庭への連絡を積極的に行うことの協力体制を依頼する。

#### (5) 関係機関との連携について

- ・社会全体で児童等を見守り, 健やかな成長を促すためには, 地域, 家庭との連携が必要である。関係機関といじめの問題について協議する機会を設けるなど, 連携推進に努めていく。

## 5 いじめの相談・通報について

### (1) 日常の相談・通報について

#### ①学校

- ・全職員が相談窓口である。
- ・相談通報してきた児童には誠実に対応することを心がける。

②学校以外

年度当初，全児童へ，SOS カード(指導課発行電話相談窓口連絡先)を配付する。また，次項「相談・通報に関する指導」において必要と思われる窓口や連携機関を，児童と保護者に周知する。

「おもな相談窓口（緊急）」

機 関 名	TEL	相談方法・受付時間・その他
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446	24時間電話受付
千葉いのちの電話	043-227-3900	24時間電話受付

「おもな相談窓口（一般）」

機 関 名	電話	(休業日等詳細はHPでご確認下さい) 相談方法・受付時間・その他
八千代市教育センター	047-486-8866	電話(月～金)9:00～16:00
八千代市教育委員会指導課	047-481-0301	(特別支援教育の指導、学習・生徒指導相談) 電話(月～金)9:00～17:00
八千代市青少年センター	047-483-2842	(青少年の非行に関する相談) 電話(月～金)9:00～16:00
八千代市適応支援センター	047-486-1019	(適応支援相談) 電話(月～金)9:00～17:00
八千代市子ども相談センター	047-484-2954	(子どもの総合相談) 電話(月～金)9:00～17:00
八千代警察署生活安全課	047-486-0110	
葛南教育相談室	047-433-6031	(教育上の様々な悩み等について) 電話(月～金)9:00～17:00
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446	電話 24時間受付 面接(月～金)8:30～16:30 要予約
千葉中央児童相談所	043-252-1152	電話 8:30～20:00
千葉県警察少年センター	0120-783-497	電話(月～金)8:30～17:00
子ども人権110番 (法務省人権擁護局)	0120-007-110	電話(月～金)8:30～17:15 子ども専用SOS E-mail有り

※上記機関とも連携をしながら，いじめの早期発見や対応にあたる。

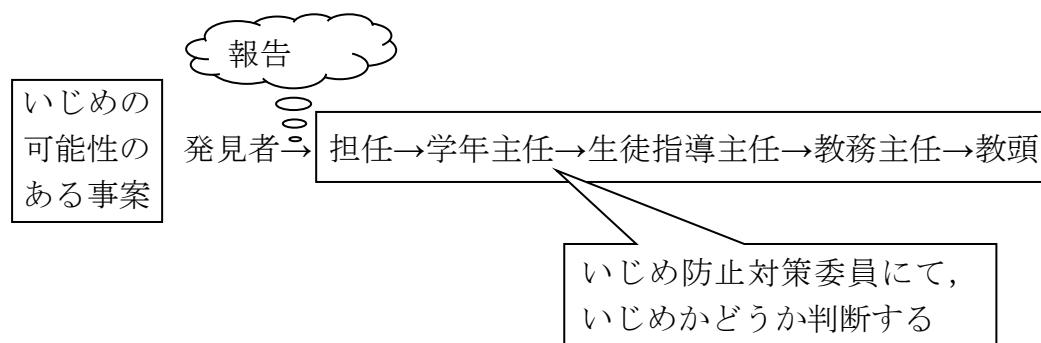
(2) 相談・通報に関する指導について

- ・全校児童にいじめについて相談や通報することは適切な行為であることを周知する。

## 6 いじめを認知した場合の対応について

(1) 報告・連絡体制について

- ・発見者はいじめの可能性がある場合、事実確認が十分でなくても担任、学年主任、生徒指導主任、教務主任、教頭に報告する。
- ・通報を受けた場合、学級担任、学年主任、生徒指導主任、管理職で速やかに情報の共有を図った上、事実確認をし、早期対応を心がける。
- ・いじめ防止対策委員会を設ける。



\*いじめの可能性のある事案とは（例）

- ・物の紛失、破損 等  
当該児童が自ら紛失、破損したのか、その他の児童が関係しているのか  
事実確認のうえ、いじめ防止対策委員で判断する。

(2) 対応について

①認知について

- ・いじめ防止対策委員会で、いじめとして対応すべき事案かどうかの判断をする。けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。判断すべき情報が不足している場合は、組織でさらに情報の収集に努める。
- ・担任等は、いじめを受けていると思われる児童の心情をくみ取って、早期に情報収集するとともに、速やかに当委員会に対し情報を報告し、組織的対応につなげる。
- ・児童が行った行為がいじめを意図して行った行為ではなく、また、1回のみで継続して行われた行為ではなくても、その行為によって児童等が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する必要がある。
- ・校長は、いじめの認知を判断する。



## ②いじめを認知した後の対応

- ・いじめ防止対策委員会が中心となりいじめの実態を適切に把握する。
- ・いじめ防止対策委員会において対応方法を考える。
- ・いじめられている児童の心情を汲んだ対応を心がける。
- ・日常生活の上で、いじめられている児童が再びその対象となることがないようにする。
- ・いじめられている児童の家庭はもちろんのこと、いじている側の家庭にも早期に情報を連絡するように努める。
- ・事後観察を十分に行いいじめの再発防止に努める。
- ・いじめの内容によっては関係諸機関への情報提供や協力依頼を行いいじめの早期解決に努める。

## ③いじめの解消について

- ・いじめが解消した上で児童生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪だけではなく、被害児童生徒の回復、加害児童生徒が抱えるストレス等の問題の除去、被害児童生徒と加害児童生徒はじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。また、被害児童等が心身の苦痛を感じていないことも条件となるので、当該児童及びその保護者に対して、面談等により確認する必要がある。

## ※いじめの解消の定義

- ・いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している状態」については、国基本方針に定められている。ただし、これらの要件を満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

## 【いじめが解消している状態】（国、県、市基本方針を参照）

- ① いじめに係る行為が止んでいること  
心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。ただし被害の重大性からさらに長期の期間が必要であるとされる場合は、より長期の期間を設定する。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと  
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒本人及びその保護者に被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## 7 指導について

### (1) いじめを受けた児童へのケア・保護者への支援について

- ・いじめを受けた児童の安全を確保することを第一に考え、安心感を与えるように対応する。

- ・スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーによるカウンセリングをはじめとする心のケアを行うとともに，いじめを受けた児童の心の健康回復が早期に行えるように組織で対応を心がける。なお，相談窓口の周知の際には，相談の結果，いじめの解消につながった具体的なプロセスを示すなど，児童等に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させる。
  - ・いじめを受けた児童の保護者に対しては，事実が確認でき次第家庭訪問や電話連絡などによって事実関係を説明し，今後の対応について児童の健康回復の方法などを話し合い，連携していくように努力する。
- (2) いじめを行った児童への指導・保護者への助言について
- ・いじめは人権を損なう行為であることを理解させるとともに，いじめを行ったことに対する責任の重大さを自覚させ，いかなるときも，友達の人権を損なうようないじめを行ってはいけないことを理解させる。
  - ・いじめを行った児童の担任や関係教職員が家庭訪問や電話連絡等を行って事実関係を報告するとともに，今後同じ行為が再発しないように対応について家庭と協力して児童の指導にあたることを確認する。
  - ・必要に応じて八千代警察署生活安全課等，関係諸機関と連携を図る。
- (3) 傍観者の指導及び学級・学年・学校全体への対応について
- ・いじめに直接関わらなくても，いじめの事実を知っていながら止められない，通報できないことも間接的にいじめに関わっていることを考えさせ，いじめられている立場に立って，通報することの大切さを理解させる。
  - ・必要に応じて学年集会，全校集会を実施していじめの及ぼす影響について指導を行い，いじめが広がらないように適切に対応する。

## **8 重大事態への対処について**

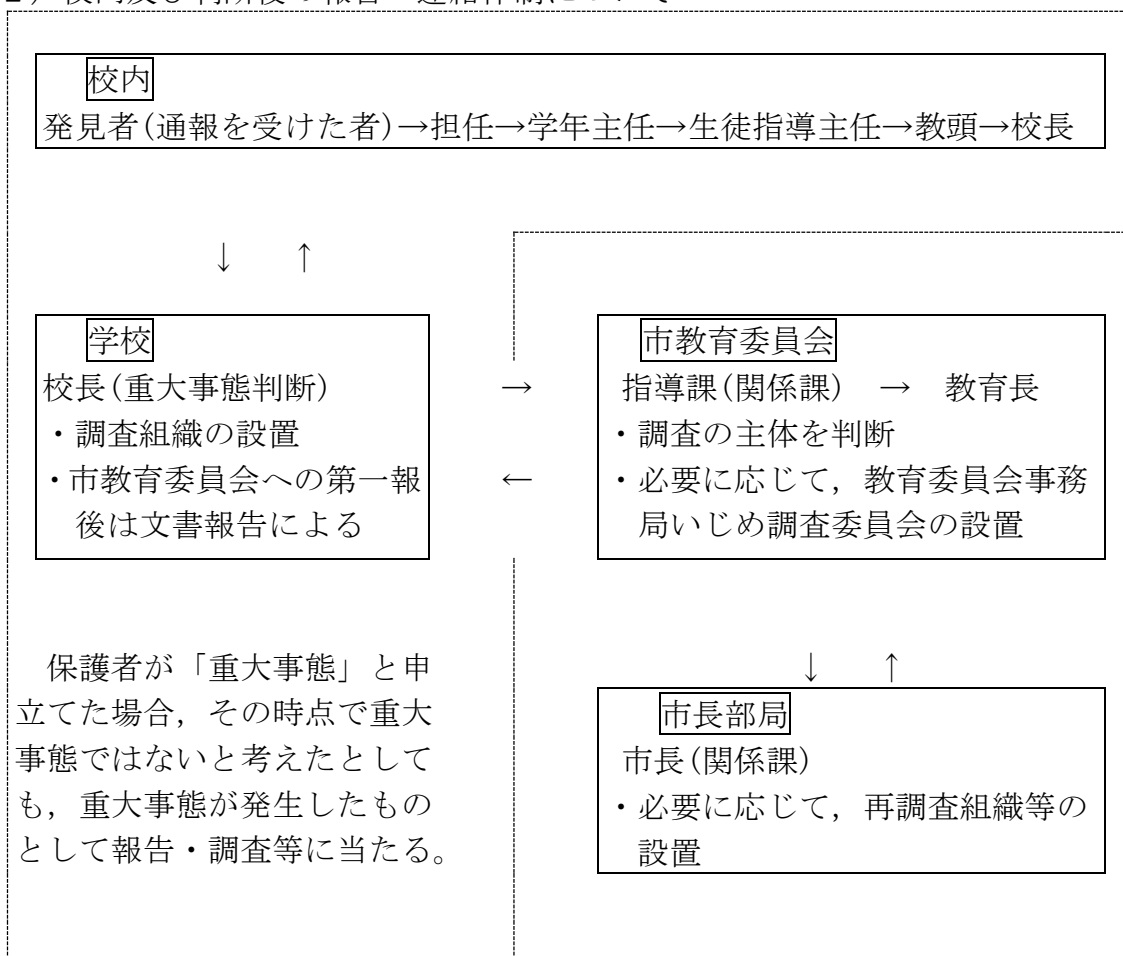
「八千代市いじめ防止基本方針」を参考に，対処にあたるものとする。

### (1) 重大事態の基準

「いじめ防止対策推進法」第二十八条による。

なお，「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とは，「児童が自殺を企図した場合」「身体に重大な障害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」などの想定がある。また，「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」とは，不登校の定義に則り，年間30日を目安とする。ただし，一定期間連続して欠席しているような場合は迅速に調査に着手する。

## (2) 校内及び判断後の報告・連絡体制について



※校内報告・連絡体制は状況によって変更あり

## (3) 対処について

### ①学校が調査の主体の場合

- ・ 児童等や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。
- ・ 学校の下に、重大事態の調査組織を設置し、第一に被害者等の安全確保とケアを実施する。
- ・ 重大事態と認められる場合は、学校は市教育委員会に電話で第一報を入れ、その後、文書による報告を行う。
- ・ 記録(事実、調査結果、組織での協議や保護者への情報提供、児童への指導等対応事項)を確実に残す。
- ・ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・ 調査主体に不都合なことがあったとしても、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の内容により適切に実施し、事実と向き合う。
- ・ いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報提供する。
- ・ 調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。
- ・ 調査結果を市教育委員会に報告する。

※いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合は、被害児童の保護者の要望意見を十分に聴取し、迅速に協議し、調査に着手する。なお、いじめがその要因として疑われる自殺の背景調査の在り方については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針(平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)」を参考にする。

②市教育委員会が調査の主体の場合

- ・教育委員会事務局いじめ調査委員会が直接調査する。
- ・学校は情報提供等に協力する。

## 9 公表, 点検, 評価等について

(1) 公表について

学校ホームページへ本基本方針を掲載する。

(2) 点検について

設置した組織において、いじめに関する調査・分析を行い、本基本方針に基づいて対応しているかを点検する。

(3) 評価について

①学校評価

- ・いじめの防止等に関する質問を加えて実施する。その際、日常の児童等理解や教育相談体制、いじめの未然防止や早期発見の取組、迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応についても評価し、その改善に取り組む。

12～1月頃

②学校評議員会

- ・本基本方針運用状況について意見聴取する。

評議員会開催時

③教育委員会報告

- ・評価内容を市教委へ報告する。

2月頃

(4) 改訂について

本基本方針は、国や県、市の基本方針との整合性を図り、いじめ防止等のために、より実効的に取り組めるよう、評価結果を踏まえ、PDCAサイクルに基づいて見直しを行い、必要に応じて改訂する。

## 10 その他 いじめ防止等のための対策に関する重要事項

教職員が、児童と向き合う時間を十分確保することは、いじめ問題にかかわらず教育活動の成果を高める根源的な問題である。教職員の本務を遂行できるよう、業務改善、事務の効率化を図っていく。